

ヒューマンヒルズ函南 「自治会規約」

（2025年4月13日改定版）

ヒューマンヒルズ函南自治会

自治会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会の名称は「ヒューマンヒルズ函南自治会」と称する。

第2条（会の構成と会員の資格）

- (1) 本会はヒューマンヒルズ函南に定住する者、及び別荘所有者などの準定住者（以下、「住民」と云う。）を持って構成する。
- (2) 土地の購入・借地・建物の購入・借家などにより、入居あるいはそれに準ずる状態をもって会員資格が生じ、土地・建物の売却あるいは借家からの転居・退出により会員資格を喪失する。

第3条（事務所）

本会の事務所は「ヒューマンヒルズ函南集会所」に置く。

第2章 目的・組織・活動

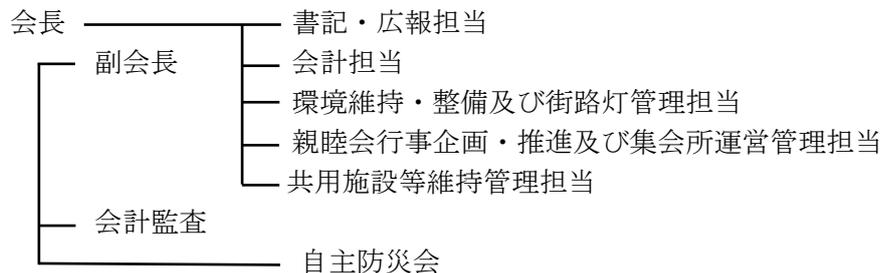
第4条（目的）

本会の目的は以下のとおりとする。

- (1) 互いに助け合いながら健全な自治を確立する。
- (2) 福祉・文化及び環境保全の向上を目指し、住民の親睦をはかる。
- (3) 安全・安心な生活基盤の確保・維持をはかる。

第5条（組織）

- (1) 本会の組織は以下とする。



- (2) 自主防災会は「ヒューマンヒルズ函南自主防災会」と称し、別に定める「自主防災会規約」（平成14年4月1日施行）に基づいて活動する。

第6条（活動）

本会は第4条の目的を果たすため、以下の活動を行う。

- (1) ヒューマンヒルズ函南内の生活環境の維持と改善
- (2) 自治会の目的達成の為に地方公共団体等必要な組織との折衝
- (3) 会員の親睦を図るための各種催しの企画・開催
- (4) 共用施設等の維持管理
- (5) 自主防災体制の整備及び啓蒙
- (6) 必要な地域活動への参加及び地域情報の提供

第7条（運営年度）

本会の運営年度は毎年4月1日より翌年3月31日の1年間とする。

第3章 役員ならびに役員会

第8条（役員構成）

本会は10名の役員で構成する。

会長は役員間での互選とし、会計監査及びその他の担当については会長が役員の中から任命する。

第9条（役員選出）

別掲1の通り、当居住区を10組に編成し、各組ごとに1名の役員を選出する。

役員はそれぞれ所属する組の代表（組長）をつとめる。

又選出方法は別掲2に準拠する。

第10条（役員任期および活動）

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員は半数ごとに毎年任期満了となるよう選出する。
- (3) 役員が転居等により自治会員から脱退する場合、身体的理由等により役員の職責を果たせないと認められる場合には、年度の途中で新役員を選出し、交代するものとする。
- (4) 前項により交代となった役員任期は前役員任期とする。
- (5) 役員は家族等その同居人と協働してその任にあたることができる。

第11条（役員会）

- (1) 役員会は会長が召集する。
- (2) 役員会の定数は全役員過半数とする。
- (3) 役員会の決議は多数決でおこなう。
- (4) 賛否同数の場合は会長が決議する。

第4章 総 会

第12条（総会）

総会は本会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会がある。

第13条（定期総会）

- （1） 定期総会は毎年4月に会長が召集する。
- （2） 定期総会で審議する事項は以下の通り
 - ① 活動報告及び会計決算
 - ② 活動計画及び会計予算
 - ③ 役員を選任及び解任
 - ④ 規約の改訂
 - ⑤ その他自治会活動に関する重要事項

第14条（臨時総会）

臨時総会は以下のような事由が生じた時会長が召集する。

- （1） 役員会で必要と認めたとき
- （2） 全会員の3分の1以上の会員から要請があったとき

第15条（総会の運営等）

- （1） 総会毎に役員の中から議長を選出する。
- （2） 総会の定足数は委任状を含め会員総数の4分の3とする。
- （3） 総会の決議事項は委任状を含む出席者の過半数の賛成をもって決議される。
- （4） 災害、感染症等の発生により総会の開催が適当でない事態となった場合には、役員会の決議により総会に代わって決議事項等を会長名で住民に通知し、書面表決により決議するものとする。

第5章 会 計

第16条（自治会経費の支弁）

当会の経費は会員の納入する経年会費および積立金、その他をもって支弁する。

第17条（会費）

当会の会費は各戸均等の月額とし、その金額は経年会費と積立金とを分けて総会において決定する。

第18条（会計・会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条（会計監査）

本会の収支決算は毎年度終了後、会計監査の監査結果を提出し総会の承認を得なければならない。

第5章の1 経常会費

第20条（経常会費の目的）

経常会費は自治会の運営において経常的に発生する費用に充てることを目的とする。

第21条（経常会費の管理）

- （1） 経常会費は銀行の「自治会（一般口）」口座で管理する。
- （2） 経常会費は総会の決議により「自治会（積立金口）」に繰り入れることができる。

第22条（経常会費の使用）

- （1） 経常会費の使用は原則として総会における自治会運営予算での承認を受けた範囲内で行うものとする。
- （2） 前項にかかわらず想定外の支出が発生した場合には、役員会の4分の3の賛成を得て使用することができる。

第5章の2 積立金

第23条（積立金の目的）

積立金は住民が直接的に管理・維持している次の共用施設等の大規模な改修、更新および維持・管理・点検修理に対処することを目的とする。

1. 集会所
2. ごみステーション
3. 防災倉庫
4. パラアーチ
5. 街路灯等

第24条（積立金の管理）

- （1） 積立金は銀行の「自治会（積立金口）」口座で管理する。
- （2） 積立金は総会の決議により「自治会（一般口）」に繰り入れることができる。

第25条（積立金の使用）

- （1） 積立金の使用は原則として総会の事前承認を必要とする。
- （2） 前項にかかわらず想定外の支出が発生した場合には、役員会の4分の3の賛成を得て使用することができる。

第6章 委員会等

当会は重要且つ継続的な課題に対処するため諮問機関として委員会等を組織することができる。

第26条（委員会等の設置）

必要が生じた時、役員会の決議により設置することができる。

第27条（委員長・委員の任命）

会長が必要な専門性等を考慮して、役員及び一般会員の中から適任者を選任する。

第28条（委員会等の活動）

委員会の活動状況は適時に会長又は役員会に報告しなければならない。

第7章 協定の制定

第29条（協定の制定）

本会は第4条（目的）を実現するため、会員が互いに守らなければならない事項を協定して制定することができる。

- (1) 街づくり協定（平成13年12月4日施行）

第8章 規約の改正

第30条（規約の改正）

本規約の改正は、役員会が全役員の3分の2以上の同意を得て発議し、総会において委任状を含めた出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

（別掲1）組の編成（役員選出ブロック）

第1組	1~8号地、15~18号地、131号地
第2組	19~22号地、26号地、54~57号地、62、63号地、134号地
第3組	23~25号地、29~32号地、37~40号地
第4組	27、28号地、33~36号地、64、65号地、70~73号地
第5組	41~43号地、74号地、79~84号地、111、112号地
第6組	44~53号地、85~88号地
第7組	58~61号地、66、67号地、89~92号地、97、98号地
第8組	68、69号地、75~78号地、99号地、103~106号地
第9組	9~14号地、93~96号地、100~102号地、
第10組	107~110号地、113~123号地

（別掲2）役員候補選出ルール

1. 各組の希望者を優先する。
2. 希望者がいない場合は号地番号の若い順から輪番とする。
3. 希望者が役員を勤め、任期を終えた翌年度は、若い号地番号順に戻る。
4. 同じ組から希望者が複数出た場合は、協議して決める。
5. 輪番制で選出する場合、何らかの理由で任に就けない場合は、順番にあたった者が責任をもって次の委任者を決定しなければならない。
6. なお、1項の希望者および5項の受任者については、輪番制の一巡内において、辞退することが出来る。
7. 上記ルールに拘わらず、各組毎に組員の合意により独自のルールを制定した場合には、そのルールを優先して適用する。
8. 特段の事由により上記によれない場合には所属する組員の協議によるものとする。

《 付 則 》

- 1.（細則）
本規約の実施に必要な細則は、役員会の決議を経て会長が定めることができる。
- 2.（施行期日）
本改定規約は2024年4月15日より施行する。
- 3.（規約の制定・改訂履歴）
2001年5月27日制定
2004年2月29日一部改訂
2010年2月28日改訂
2021年4月3日改訂（自治会基金解散に伴う改定等）
2022年4月3日改訂（役員任期、総会の運営、積立金の創設に伴う改定等）
2024年4月14日改訂（会費の納付等）
2025年4月13日改訂（会費の納付時期）
- 4.（自治会と区）
会長はヒューマンヒルズ函南区長を兼任し、町から要請された各種委員会及び連絡員は役員の中から任命する。

《 細 則 》

1.（会費の納付等）

- イ. 会費は毎年5月の所定日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下同じ）に当年度分を一括して自治会の指定口座に自動口座振替により納付する（以下、「一括納付方式」という）。この場合の手数料は会員負担とする。なお、手数料の額および所定日については別途会員に通知する。
- ロ. 前項のほか、事前の個別申請により、会員から直接自治会の指定口座宛てに別に定める方法により振込による納付を認めるものとする。
この場合の振込手数料は会員負担とする。
- ハ. 会費の納付義務は入会月から退会月までとし、一括納付方式の場合で、年度途中で入会したときには、入会月から翌年の3月までを一括して自治会の指定口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は会員負担とする。
- ニ. 年度一括で納付された会費は、退会時に新旧の該当物件所有者間で調整することとし、自治会は差額の返戻を行わない。

2.（資金の管理）

- イ. 自治会の資金は積立金口と一般口に分けて自治会の銀行口座で管理する。
- ロ. 出納業務の効率化を図るために会計担当に原則5万円を限度に小口手元現金管理を認める。
又年度末には全て預金し、銀行から残高証明書を受領しなければならない。
- ハ. 資金管理の安全性を確保するため、銀行印（以下、「届出印」という。）は会長、通帳は会計担当と分けて管理する。但し、会長は自己の責任において届出印を会計担当以外の役員に預けることが出来る。
また、キャッシュカードは保持しないこととする。

以 上